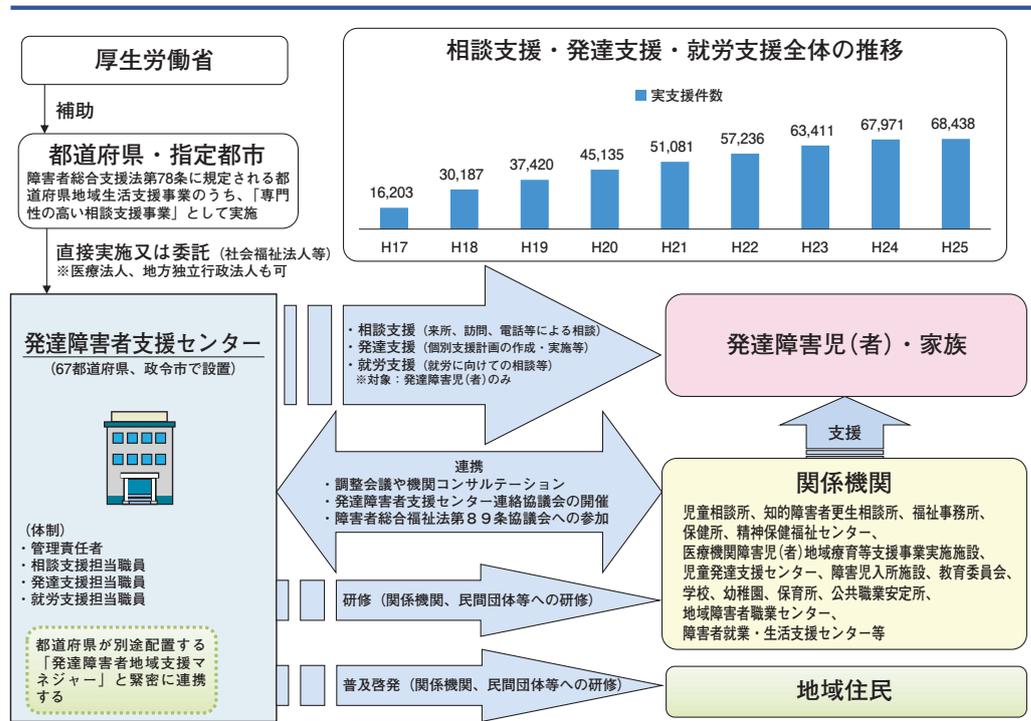


■ 図表6-13 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センター運営事業



資料：厚生労働省

③ 支援手法の開発と情報発信

平成19年度から、発達障害のある人やその家族、関係者等に対する支援方策をモデル事業として実施し、有効な支援手法の開発を行う「発達障害児者支援開発事業」を実施するとともに、また、国立障害者リハビリテーションセンターに「発達障害情報・支援センター」を設置し、発達障害に関して一般の方への啓発を行うとともに、発達障害者支援に必要な国内外の情報や最新の研究成果等を集約し、発達障害のある人やその家族、及び支援関係者等に役立つ情報について、ホームページなどを通じて発信している。

④ 発達障害の早期支援

平成23年度から、発達障害等に関して知識を有する専門員が保育所等を巡回し、施設の職員や親に対し、障害の早期発見・早期対応のための助言などの支援を行う「巡回支援専門員」の派遣に対し財政支援を行い、地域に

おける発達障害者に対する支援体制の充実を図っている。

(5) 各種障害への対応

ア 盲ろう者への対応

盲ろう者とは、「視覚と聴覚に障害がある者」であり、全盲ろう、盲難聴、弱視ろう、弱視難聴の4つのタイプがある。社会福祉法人全国盲ろう者協会の「盲ろう者に関する実態調査(平成25年3月)」によると、盲ろう者は、約1万4,000人と推計されている。

盲ろう者は、その障害の程度や生育歴等により、コミュニケーション方法も触手話、指文字、指点字、手書き文字など多様な方法があり、コミュニケーションの保障や情報入手、移動の支援が重要である。

平成25年度から、障害者総合支援法の地域生活支援事業においては、盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーションや

移動の支援を行う「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」及び「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」について、都道府県の必須事業として実施している。

平成27年度からは「盲ろう者向けパソコン指導者養成研修事業」等を実施するなど、盲ろう者に対するコミュニケーション支援等の充実を図っている。

また、コミュニケーション手段の確保、外出のための移動支援など、社会参加を促進するためのサービス支援の人材確保や派遣事業等を引き続き充実していくことが必要であり、国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、盲ろう者向け通訳・介助員の養成研修を行う指導者の研修を実施し、サービス支援の人材育成を行っている。

また、国立障害者リハビリテーションセンター等で作成した、生活訓練等マニュアルを基に地域の施設において生活訓練等を実施しており、今後も継続して盲ろう者の地域における生活訓練のあり方について検討を行うこととしている。

## イ 強度行動障害への対応

強度行動障害とは、周囲の不適切な対応や環境の影響等により、激しいひどい自傷、強い他害、著しいこだわりや器物破損、睡眠の大きな乱れのほか、拒食、異食や、強迫的な排尿排便の繰り返しなど、生命維持にも支障を来すような行動上の問題があり、著しく支援の困難なものをいい、行動障害の軽減を目的として障害児入所施設等の指定施設において適切な支援と環境の提供を行うために「強度行動障害児特別支援加算」等による支援が行われている。

「強度行動障害児特別支援加算」は、児童相談所、知的障害者更生相談所、福祉事務所等の関係機関と連携を取りながら個別プログラムに基づき3年以内を目処として実施され

ており、障害の軽減が図られた場合、施設内の一般の居住棟や他施設への移行あるいは退所する等によって終了する。

さらに、強度行動障害のある人に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修」を創設するとともに、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定において強度行動障害支援者養成研修修了者を報酬上評価すること等により、強度行動障害のある人に対する支援の充実を図っている。

## ウ 難病患者等への対応

平成24年度までは、難病患者等の居宅における療養生活を支援するため、要介護の状況にありながら「障害者自立支援法」等の施策の対象とならない等の要件を満たす難病患者等を対象として、市町村等を事業主体として、難病患者等居宅生活支援事業を実施していた。

また、平成25年4月から施行された「障害者総合支援法」においては、障害者の定義に難病患者等を追加して障害福祉サービス等の対象とし、新たに対象となる難病患者等は、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要に応じて障害程度区分（平成26年4月からは障害支援区分）の認定などの手続きを経た上で、市区町村において必要と認められた障害福祉サービス等（障害児にあっては、児童福祉法に基づく障害児支援）が利用できることとなった。また、「障害者総合支援法」における難病等の範囲については、当面の措置として、難病患者等居宅生活支援事業の対象となっていた130疾病を対象としていたが、難病医療費助成の対象となる指定難病の検討等を踏まえ、対象疾病の検討を行い、151疾病に拡大した（平成27年1月1日施行）。今後、さらに、指定難病の検討等を踏まえて、平成27年夏を目処に約300疾病に拡大することとしている。